

令和元年

第16回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和元年6月27日(木)

伊勢原市農業委員会

第16回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月27日(木) 午前10時30分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 越地 進
杉本 和彦

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者

小瀬村 正宣(事務局長)

青木 優

今井 亮輔

荒井 昌稔

萩原 徳之(水路担当)

山口 泰彦(水路担当)

9 傍聴者 1名

10 審議内容 (開会 午前10時30分)

[事務局長]

時間になりましたので、第16回伊勢原市農業委員会総会を始めます。

開会に先立ちまして、本会議は公開が規定されていますので、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱第5条」の規定に基づき「本日の会議の傍聴」について、ご報告申し上げます。

本日、傍聴人の方が1人いらっしゃいます。

ここで、傍聴される方に申し上げます。「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱第5条各項の規定」によりまして、傍聴人は、静穏に傍聴していただき、写真やビデオの撮

影、録音等は禁止されておりますので、ご承知おきください。また、会場の秩序維持のため、必要と認める場合には、議長の命により、退席をお願いすることがありますことを、申し添えます。なお、傍聴席に備え付けの「本日の会議資料」については、閲覧用となっておりますのでご了承ください。

在任定数10名、欠席委員は、おりません。現時点での出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、第16回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

[議長] それでは、ただ今から、第16回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員は、2番・越地 進 委員と3番・杉本 和彦 委員の両名をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案3件の計9件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が4件ありました。この届け出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成31年2月10日。市内三ノ宮にお住まいの方が、三ノ宮字上木津根の農地4筆、同字上御所ヶ谷の農地1筆、同字山畑の農地2筆、同字中島の農地2筆、同字北風越の農地1筆、合計10筆面積8,351㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年5月23日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成22年10月15日。市内小稲葉にお住まいの方が、小稲葉字久保田の農地1筆、同字一色の農地3筆、合計4筆面積2,295㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定について、農業委員会への斡旋を希望しております。届出日は、令和元年6月4日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成19年5月7日。市内上粕屋にお住まいの方が上粕屋字辻東の農地1筆、面積35㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年6月4日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、平成28年11月7日。市内上粕屋にお住まいの方が、子易字大坪の農地4筆、上粕屋字立原の農地1筆、同字神成松の農地1筆、合計6筆面積3,840㎡を相続したとのことです。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年6月5日です。以上です。

[議長] 説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が4件あったという内容となっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[3番委員] 上粕屋の所で、申請者の話が聞けたので確認したいのですが、相続は済んでいるのに、農業委員会に届出をしなかったと、農業委員会から指摘を受けるまで必要だと判らなかつたという話でした。農業委員会としては、どのようなお知らせをしているのか、知らない人がいるから、こうした報告がされるわけですね。どうしたら、こうしたことが

改善されるのか聞かれました。

[事務局] 農地法第3条の3の届出についてですが、皆さん、相続をされますと法務局への相続登記はされるわけですが、相続を受けられる土地が農振農用地かどうかを調べに農業振興課に調べに来庁された際に説明をさせていただいたりしています。少し前の状況は判りませんが、農業委員会だより等で周知をさせていければと考えております。

[3番委員] 私も、この話を聞いて説明ができるようになりました。相続は済んでいるのに、農業委員会への届出が済んでいない人がいて、その手続きを知らない人がいたので、聞きました。

[事務局] 国税へは10カ月ですか、それまでに申告をしなければ通常いけなかったと思います。事情があつて過ぎてしまった方もいらっしゃると思います。罰則規定的なものもございませんので、今年度の農業委員会だよりに周知の記事を掲載したいと考えております。

[8番委員] このなかで、現況地目が宅地というものがありますが、こういうことが判った時点で手続きをするよう指導はしているのでしょうか。

[事務局] 第1号の2の方につきましては、市街化区域内農地なものですから、後日、届出を出していただくよう、お話をさせていただきました。第1号の3の方は、この後、議案の方に上程されております。

[議長] 他に、ございますでしょうか？無いようですので、次に移らせていただきます。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号は市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにする届出になります。

今回は、4件、6筆、面積1,711㎡の届出がございました。地区は、全て成瀬地区になります。転用目的は一般個人住宅が1件、貸店舗用地が1件、露天駐車場が2件となります。以上です。

[議長] 説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の転用ということで、届出が4件あったということでございます。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第3号は市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出になります。

今回は、合計で3件、10筆、面積3,146㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区で1件、1筆、面積54㎡。高部屋地区で1件、1筆、面積852㎡。比々多地区で1件、8筆、面積2,240㎡。権利の種類は、所有権の移転が2件、賃貸借権の設定が1件です。転用目的は、個人宅地用地の一部が1件、貸店舗用地が2件となります。以上で

す。

[議 長] 説明が終わりました。内容は、市街化区域内の権利を設定を伴う転用が3件、届出があったという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします

[事 務 局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。大田地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は市内上平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和元年5月13日。対象農地の明細は、9～11頁です。上平間字上郷に2筆、同字稲荷山前に8筆、同字善光に1筆、同字堤に1筆、同字七々町に8筆、合計20筆、面積は9,424.61㎡です。4月22日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、5月17日付けで先決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 説明が終わりました。相続税納税猶予を受けている方から、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が出され、専決処分で交付したという内容になっております。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。それでは、次に移ります。

[議 長] 報告第5号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第5号、農地造成工事届出書について。報告第5号は、農地造成工事の届出です。今回、成瀬地区で1件の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は1番です。あわせて、公図及び平面図等をご覧ください。場所は、東富岡字東窪の田・3筆、面積1083㎡のうち、67.53㎡の仮設進入路、648.30㎡の盛土を行う旨の届出です。届出人は市内東富岡にお住まいの方で、施工者は市内桜台の法人です。盛土の施工内容は、道路及び水路から50cm後退し、東側は法肩から50cm後退させ、西側農地に擦りつけます。最大盛り土高は1.0m未満、周囲は29度の法面で施工します。届出日は5月30日、工期は令和元年6月1日から令和元年8月31日までです。造成後は、イモ類を栽培します。以上です。

[議 長] 説明が終わりました。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

[8 番委員] 報告案件でしたが、地元委員さんと現場を確認してきました。事務的なことを確認させていただきたいのですが、6月1日からの工事ということですが、事前に業者が説明に来たのが5月30日だったわけです。地元農業委員さんたちと現場に行った際に、ほとんど現場が終わっていた状態でした。こうした場合ですが、事前に現場を確認するものですか、それとも完了したものを確認してくるものですか。地区担当として確認して

ください、ということなのですか。

[事務局] 届出に際して、地区委員さんに説明をするように指導していますし、完了の際にも、地区委員さんに確認いただくよう話をしています。

[8番委員] 今回、議案で継続審議となっている隣接者になります。前回の問題があって、別件で地権者が同じ、場所が違うならいいですが隣接する箇所を出してきたので。何も問題が無いなら、報告事項ですから、いいのですが。

[議長] 他に、何かございますか。よろしいですか。特に無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第6号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第6号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について。報告第6号は、電気通信事業者が行う送電用工作物や携帯電話基地局の設置に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用は不要ですが、県との事前協議が必要です。今回、成瀬地区で1件の届出がありました。

報告第6号の1、図面番号2番をご覧ください。届出人は、東京都内の電気通信事業者です。転用の目的は東富岡字竹林の畑1筆、面積601㎡の一部35.48㎡に携帯電話基地局を設置するものです。工期は、工事施工ヤードの一時転用許可日から約2ヶ月間。届出は、6月7日です。現在、事業計画書を県に提出済みで事前協議が完了しましたら、賃貸借契約を結びます。以上です。

[議長] 説明が終わりました。何かご質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいでしょうか。無いようでございますので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。本案件については、第1号の4に前回の継続案件がございますので、特に水路関係が問題となっております。従いまして、補足説明員として、水路担当職員の入場を許可いたします。

【 水路担当職員入場 】

[議長] それでは、事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回、伊勢原地区で1件、成瀬地区で3件の申請がありました。成瀬地区の1件は、前回の継続案件です。

はじめに、議案第1号の1、図面番号は3番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、東大竹字上谷戸の2筆、合計面積は2,074㎡で、敷地東側は畦畔を挟み市道329号線、西側は県道相模原大磯線、南側は畦畔を挟み休耕地、北側は医療施設に接しています。申請人は市内に本社を置く不動産や建設業を営む法人で、譲渡人は東大竹にお住まいの方です。権利関係は、所有権移転の設定です。申請理由は、申請人は市内に2箇所の資材置場を所有していますが、一箇所は手狭になり、もう一箇

所は、敷地に進入する前面道路が狭いため、大型車や大型重機の進入ができず有効活用が出来ていない状態にあります。今回、業務の拡大により新たな資材置場が必要になり、手狭になった資材置場から近隣の場所を探していたところ、資材置場から南へ約60mの県道沿いの直近に位置し、効率を図る上でも最適な場所が見つかり、所有者に相談したところ承諾が得られたので転用申請をするものです。申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として「第3種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は碎石を敷き転圧処理をします。出入口部分は既存のコンクリート舗装をそのまま使用します。雨水は敷地内に2箇所の浸透施設を設置し宅内で浸透処理をします。置場スペースは、隣地境及び畦畔から50cm以上離して設置します。また、碎石も流失を防ぐため、境界から30cm以上離し敷設します。なお、切土、盛土は行わず、不陸整正を行います。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市まちづくり推進条例は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第1号の2、図面番号は4番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は下糟屋字上中沢の2筆、面積は1,282㎡で、東側はコンビニエンスストア、西側は畑、南側は認定外道路、北側は市道316号線に接しています。借受人は市内に本社を置く建設業を営む法人で、貸付人は伊勢原4丁目にお住まいの方です。権利関係は、賃貸借権の設定です。申請理由は、借受人はガソリンスタンドの設計・施工・解体を起点として多岐に渡り事業展開を行っていますが、近年、石油元売り会社の統合によりガソリンスタンドの解体工事の依頼が増え、今後も増加が予想され、石油元売会社から様々な依頼を受ける中、専門事業部の立ち上げが必要になり、業務の拡大、推進を図るうえで新たに重機を購入し資機材置場を設置する事にしました。今回用地選定にあたり、適した土地を様々探しましたが、条件に合う用地が見当たらず難儀していましたが、本社から約1.2km所にある農地を見つけ、所有者に相談したところ承諾をいただき今回、転用申請を行います。立地基準は、申請地は市役所から500m以内に立地しており、市街化が見込まれる区域内にあるため「積極的2種農地」に該当します。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は碎石を敷き転圧処理をします。出入口部分はコンクリート打ちで、市道との境には横断グレーチングを敷設し、敷地内からの雨水・土砂の流出を防ぎます。なお、既設水路部分は横断暗渠を敷設し、道路との擦りつけ部分はアスファルト舗装で施工します。雨水は、敷地内に2箇所の浸透施設を設置し、宅内で浸透処理をします。また、敷地周囲には隣地境から50cm離して高さ2mのスチール製の万能板を設置し、砂埃・土砂の流出を防ぎます。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市まちづくり推進条例は協議中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第1号の3、図面番号は5番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は東富岡字竹林の2筆、合計面積1,096㎡の一部、219.11㎡を、報告第6号で説明しました携帯電話基地局の設置に伴う工事作業ヤードとして使用する為に一時転用をするものです。貸付人は、西富岡の方が1名、東富岡の方が1名です。借受人は、東京都内に本社を置く電気工事を専門とする会社です。工期は許可後2ヶ月間で、権利関係は、賃貸借権の設定です。申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、基地局設置工事に伴う工事車両やクレーン車等が進入できるよう、申請地に敷き鉄板で造成し隣接農地に影響が出ないように施工します。雨水は自然浸透とします。工事完了後は速やかに鉄板を撤去し、耕作が出来る状態に戻して貸付人へ返却します。資金計画も、適切であると判断されます。また、まちづくり推進条例は該当しなく、道水路の占用手続きも必要が無いと所管課と協議は済んでいます。今後転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。なお、報告第6号の1で説明しました県との事前協議は継続中ですが、農地転

用事務につきましては、県から同時進行で進めることで了承を得ております。

次に、議案第1号の4、図面番号は6番です。あわせて、公図、造成計画平面図をご覧ください。本件は、農地造成に伴う一時転用許可申請で、前回の継続審議案件になります。前回、継続審議の要件となりました、雨水等の排水問題に係る水路の用途廃止や素掘側溝の底地の権利関係の整理に対し、総会后、水路管理所管課や申請者等と協議、調整を重ねた結果、次のように対応することになりましたのでご説明いたします。現在手続き中の水路の用途廃止や付替えのはそのまま行い、排水対策としては、あらためて空堀水路の敷設で対応する事になりましたので、資料のとおり修正した土地利用計画図や平面図、求積図を作成しました。水路の機能につきましては水路の幅は1m、隣接境界から35cm離して縦横30cmの溝を掘り35cm離して盛土します。流末は、前回は説明しましたが、西側の503番1先の農道内に新設する集水桝へ繋ぎ、農道に設置する暗渠管から付替えをした西側水路に接続します。また、空堀水路や付替え水路に流すことによる既存水路を含めた構造・処理能力や底地の担保性については、私の説明が終わりましたら、水路管理所管課担当者からご説明いたします。なお、空堀水路は農業用施設にあたるので、造成面積に含めず、前回の申請面積は2,592.37㎡でしたが空堀水路分(50.50㎡)を除いた2,541.87㎡に減っております。このことは農地法第4条・5条但し書き該当の届出の処理となりますが、届出が10日以降のため、7月の総会で報告案件として上程いたします。最後に、現在、504番1先等に溜まっている水の発生源につきましては、付替え水路の集水桝は土嚢で流入防止装置をしており、西側水路からの流入ではなく南側農地からの染み込み切れぬ雨水や湧水が滞留しているので、昨日、水抜きを行いました。再度、雨水等が滞留しないように、土砂で埋めて措置をします。以上です。

[水路担当] 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、水路管理者であります農業振興課農林整備担当の萩原です。東富岡地区で一連の一時転用による農地造成による払下げ予定の既存の水路敷に雨水が溜まる現状があり、この一段の農地に係る雨水処理を適切に行うため、今回申請の農地造成にあわせて代替え水路を整備する必要があります。整備にあたっては、払下げ予定の水路と代替え水路を交換で水路敷を設け、底地の権限を取得した時点で、事業者が水路を整備させることが基本であると考えます。しかしながら、代替え水路敷には相続税納税猶予が設定されており、納税猶予解除には税務署への手続きが必要となるため、現時点で市による底地の取得が難しいことから、当面の措置としまして無償使用承諾により水路整備をすることになりました。また、付け替え水路につきましては、測量調査を行い既存の水路敷地に雨水が滞留しないような水路の縦断計画、想定した集水区域農水が既存の側溝に流入することから流量計算を行い、造成により近隣への影響がないことも確認いたしました。以上でございます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第1号の1について、「田中地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 伊勢原担当の4名の委員で現地確認をしました。事務局の説明のとおりで、ここは、何も使う用途が無いみたいなので、荒らしているよりも資材置場等にした方が良いのではと思いますので、このまま認めて良いと思います。

[議長] ありがとうございます。続きまして、議案第1号の2について、「下糟屋地区」お願いします。

[地区担当委員] 同じく、建設資材の置場として申請がありました。このとおりにやっていただければと思います。あと、入り口なんですけど、大型が入るといことで申請地を含めてまではセットバックで広がるんですけど、その先は大型が通るような道では無いですね。それは、

それでいいんですよ。

[事務局] 代理人に確認をしましたが、入るのはコンビニエンスストアの方から入ります。今回、申請地で作業する車両は進入可能であると回答をいただいております。

[地区担当委員] その先、道路が広がらなくても良いのですか。

[事務局] 許可条件では、そこまでとなっています。

[8番委員] 申請地への入口部分はセットバックしてグレーチング施工されていますが、コンビニ側からグレーチング施工までの間、この間は未施工のままなのでしょうか。開発等に係る指導は無かったのでしょうか。

[事務局] その部分について、この図面のとおりのおりようです。

[議長] まちづくり条例の協議は、済んだのですか。

[事務局] まだ、協議中です。

[議長] こういう意見があったということ、担当課の方に伝えてください。

[事務局] わかりました。

[8番委員] 普通、申請地に係る部分の全てがセットバックの対象になると思います。敷地への入口部分はセットバックして、それ以外はセットバックしないというのは、どうでしょうか。隣接地からグレーチング施工する入り口部分まで、あまり長い距離ではないかと思えます。

[事務局] 意見として、確認しておきます。

[議長] よろしいですか。それでは次に移ります。続きまして議案第1号の3について、「東富岡地区」をお願いします。

[地区担当委員] 地区委員さんと現地調査を行いました。特に現場の方は問題ないと思います。あと、周辺の方からですね、「この土地が転用されるのは構わないけど、維持管理が日頃から雑なので、是非、事務局の方から維持管理の徹底を指導していただきたい。」旨の申し入れがありましたので、付け加えさせていただきます。

[議長] 続きまして、議案第1号の4につきまして、よろしいですか。それでは次に移ります。続きまして議案第1号の3について、「東富岡地区」、をお願いします。

[地区担当委員] 前回の中で継続的になっていますが、その後がありまして、水処理が完璧では無いことで水溜まりが発生してしまった。それを今回、改めて先ほどの水路関係所管課の方が、既存の水路敷に問題があることを検討していただきました。ところが、用地は空堀のまま底地は市の所有にならないということだと、担保性に問題がありまして、地区担当としても「問題なし」とは言えません。皆さんの御意見をいただいて協議いただきたいと思えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、本案については「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、本案については「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第1号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、本案については「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第1号の4について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[3番委員] 先ほど、水路担当の方からお話いただきました、代替水路は図面のとおり問題ない判断ですか。

[水路担当] 現地ですが、私たちが測量しまして十分既存の付け替え水路の方に柵がありますが、そちらの方に測量した結果、水路を約1%程度の勾配になります。水路を設ける溝を持って行けると、測量した結果、確認が取れています。

[3番委員] 公図を見ると、水路が途切れているので、これの継続性といいますか、疑問に思っていました。

[水路担当] 言葉だと判らない部分もあるかと思しますので、写真で説明をさせていただきます。前に出させていただきます。航空写真に計画の水路を重ねた図面になります。青い破線が、新しく、元々の水路は、こちらになります。ここにも、水路が残っています。それについても、水が流れるよう高低差、流すことは測量した結果、水をこちらの方に持って行けると。実際、私たちが測量して、こちらに既存の柵がありまして、その敷の高さ。こちらの高さから、多少、この辺りは盛るような形になりますけども、勾配は確保

して、水路をこのようなルートで確保できると。

[3番委員] U型トラフの下の300×300の、矢印の所ありますよね。この先の水路は、何処に繋がるのですか。

[水路担当] 専修大学へ抜けていく道路、市道の方に繋がっています。

[3番委員] それは問題ないわけですよね。

[水路担当] 集水面積を設定して計算して、既存施設の断面が足りているのか否か、ということを検証して、既存の300×300のトラフで十分対応できると判断しました。伊勢原市の下水の降雨の数値は51.1という形で、時間ですが。この数値を使って計算して、この施設で大丈夫と。

[8番委員] 私が心配しているのは、付替えとか廃止をして、水が貯まったり溢れたりするのが心配なだけです。それが全部、問題ないという認識で良いわけですよね。

[水路担当] 盛土することによって、現況の農地なり排水施設に影響は無いということです。

[8番委員] 例えば51.1mmで、盛土した場合、今、異常気象で100mmとか降ったときに土砂の流出は問題なく、大丈夫ですか。

[水路担当] どうしても、強い雨ですと、全くないとは、絶対とは言えません。通常の盛土した農地だけでなく斜面とかも、大雨が降った時に土砂災害ではないんですが、崩れることもありますので。

[議長] 他に、ございますでしょうか。

[8番委員] 水路の機能的なことは、今、御説明いただき理解できます。ただ、図面の空堀水路というのが、どうも納得できない。今、水が貯まってしまった水路は、将来、払い下げが進んでいるようですが、その代替機能ということで空堀水路が計画されているのですが、この用地が、先ほどの話では納税猶予があって所有権移転が出来ないということは判るのですが。それが、どのように担保されているのかが、見えてこない。しかも、機能的に空堀水路というのは、土砂が堆積してしまい維持管理が難しい。将来、市の管理として取得するのであれば、U字溝を敷設するとかできないのですか。市に担保するという意味で。所有権移転はできない。真ん中の部分は、既に払い下げの手続きに入っていて、将来の担保すべき代替水路が用地的な問題が担保性が無い。また、使用承諾ということで対応するということですが、そんな紙切れ1枚の話ですよね。将来、空堀水路敷を市が、真ん中の水路を廃止してしまう代わりだということであれば、そこに担保性が無いと、担当者が代わってしまうと判らなくなってしまうのではないのでしょうか。しかも、民地が残った場合、第三者に移った場合、全然約束なんて役に立たない。そのところをもう少し。

[議長] よろしいですか。8番委員さんが、おっしゃることはよく判るのですが、そこまで農業委員会として要求するのは、どうかなと私は思うのですが。と言いますのは、あくまで行政委員会として市が決定されたもので、委員会としては排水ができれば盛土は問題ないという話でしょうから。底地も確保されているということで、そこに水路として機能するような形ができるのであれば、それは市長部局の方で水路としての機能性があるということであれば、それは問題無いかと私は考えます。

[8番委員] 議長のお話も判ります。農業委員会として農地造成の話をしている訳なんです。農地造成をすることによって、周辺の農地関係へ悪影響が出たら水路管理者という以前に、農地造成によって弊害が出てしまう可能性があるから論議しているわけです。今、言われたとおり、空堀水路というのも前回指摘された中で出てきた案です。真ん中の水路だけ廃止してしまうということで、もめたわけです。急遽、空堀水路が出て、中の水路を有償で各地権者に払い下げをしてしまって、だったら付け替えした上で、ところがここで問題が出たのは納税猶予で所有権移転が今の段階では難しいというのであれば、そこに停止条件的な確約事項を締結した上で担保性を確保しましたという話しであれば、まだ理解出来ない話じゃないわけですよ。だから使用承諾なんて話しでやってしまって、危険性があるのではという話をしているわけです。水路管理者が良いと言えとおっしゃいますが、農業委員会が農地造成を認めるにあたってですが、事前のそうした問題が解決されたものが出てきて協議をするわけです。

[議長] 担保性の問題は私も気になりますが、使用承諾の契約書が出来ています。その使用承諾の契約書に従って担保を取るという話しですので、勝手に人の土地に作って公の水路を通すということではなくて、市がそこを借り受けて水路を作らせた中で管理していくという話しであると理解しています。

[8番委員] 真ん中の水路を廃止するなら、一体性を取る上で埋めてしまうわけだから、その外に交換でもすれば良いわけですよ。

[議長] 基本的には、付け替え水路なんでしょうけども。

[8番委員] 地権者が二人いますよね。一人は納税猶予関係で所有権移転が難しいとしても、もう一人はできますよね。二人ともが難しいわけでは無いですよ。私が言っているのは、ここに作る水路敷を、将来市がこの地区の排水を担保するために確保するわけですよ。だから、担保性を持たせておかないと駄目じゃないですかということを行っているわけです。今は処理できないけど、処理できるようになるまで構造物を設置させてくださいって、話をして確認し合えば良いわけですよ。大丈夫ですと言われても、何を持って大丈夫なのかということを知りたくてしまうわけです。周辺の土地が、先日行った中でも、グチャグチャなわけですよ。そういう問題があるから、過去のことを踏まえた中で、今回解決しておかないと地元に禍根を残すことになってしまいます。私たちも、理論上の話しで担保性を持った話しをいただきたいということです。けしてけちを付けるわけではなく、この計画が払い下げだけしてしまって今度は素掘りですなんて。使用承諾を取っているなら、ここに市が言う原材料支給でも何でもやって、地主に負担がかからないように、将来ここに市がいただくというなら、ここにU字溝でも支給して構造物を造っておくべきです。素掘りなんて、流れ込んでしまうから大変ですよ。

[議長] どういう方法で水路を復活させるかというのは、農業委員会ではなく市の水路担当の判断で、いろいろ方法はあると思います。

[8番委員] 議案に出す前に協議しておく話しですよ。

[議長] いろいろ方法はあるでしょうし、委員会としてみれば排水がきちんとできれば、内容的に委員会として言及できないのかなと私は考えます。

[議長] 他に、ご意見は。よろしいですか。

- [6番委員] 今、8番委員が言われたように、前に表示を起こして市が完全に自分の所から放棄するみたいですが、埋めた後でそれぞれの所有者に渡すわけですけども、8番委員の話しに戻ってしまいますが、その時に使用貸借契約を結んだとしても、また空堀の所を埋めるとしたら、その担保が無いわけですよ。道路自体も埋め立ての高さだと思うので、道路部分だけ区切るだけの話しだと思うので、本当に道路が有効に働くのかどうか、疑問ですよ。
- [水路担当] 少し整理をして話しますと、今回、水が溜まっているところは自費工事申請ということで土木総務課の方に申請が上がっています。私どもが造った計画図ですが、高さを測ってものをお示しして、それを今回の自費工事に反映してもらい水が溜まらないような対策を行うというのが一つ目です。二つ目ですが、空堀水路についてですが、全部空堀水路で行くわけでは無くてですよ、途中から深くなるので管か何かにしなないと駄目な場所があります。今後、事業者と調整して一番管理しやすい、そんな水路を造る計画です。
- [6番委員] 管にすると、上を埋めてしまいますよね。
- [水路担当] 今考えていますのは、全部管では無く、盛土の筆界より少し西側に寄った付近から管になって、全部が管になる予定ではありません。
- [6番委員] そうすると、盛土の高さが、農業委員会で規定する1m、それと違ってきますよね。
- [水路担当] 盛土の高さは、502番4の方が現況地盤高が高いので盛土高が低くなります。それで、502番3の方は地盤高が低いので盛土高が高くなります。場所場所によって違ってきますけど、ただ、502番4の所は盛れなくなります。
- [事務局] 農地造成の届出ではなく一時転用許可なので、1mの高さは大丈夫です。
- [6番委員] そうすると、空堀、埋まってしまいませんか。施工方法にもよりますが。
- [水路担当] 全部管にしてしまうと、出発点の所で、全部丸管ですと水が取り込めない、土被りが取れない。この図面は、現況と航空写真を重ねてみたものです。公図上の南からの水路の終点付近は、盛土をして南側に勾配を取ります。そこから切り回した水路で始まりは素掘り、真ん中過ぎた辺りから深くなってきますので管になります。空けとかないと水が取り込めない、基本が農業用水路が開渠ですから。そして勾配は、1%。既設の柵へ接続させます。
- [6番委員] 道路も同じ高さにするのかね、それとも切るのかね。
- [水路担当] ご心配されていることが判りました。ここに代替え水路で、ここに来たときに、この水路を、あまり急な法で切っちゃうと、こぼれてしまうのでは、という御心配ですよ。盛土なので、30度の緩い勾配でやるとか、市が管理する水路の所から数10センチ離してから緩やかな盛土をしてもらうことになります。
- [6番委員] それが県の許可条件になるのですか。
- [水路担当] これは、工事等やる場合の法面処理で御説明させていただきました。
- [6番委員] それに基づいて、使用貸借をしているわけですよ。

- [水路担当] そうですね、使用貸借については、市と土地の所有者の方、双方で持ちますので、勝手に市だけが持っているものではありません。双方で納得してサインして、双方で保管する、相手側も同じものを持っています。
- [3番委員] その空堀のメンテナンスは、誰がやるのですか。
- [水路担当] 市の方です。市が管理している水路なので。
- [3番委員] 例えば、埋まってしまった場合は、市が掘り返してくれるということですか。
- [水路担当] そういうことです。ただ、そうならないような構造、なるべく土が入らないような構造を検討しています。今の時点では、どの構造というのはお示しできないですけど。
- [8番委員] 底地について、納税猶予が入っていて所有権移転が出来ないわけですよね。納税猶予が終われば取得が出来る可能性があるわけですよ。その時点で、市は空堀水路敷を買収等で取得するということは確約されるのですか。それがないと、どうにもなりませんよね。
- [水路担当] 私どもとしては、8番委員の方から担保性について言われていますけど、今後も継続課題として協議していきたいと考えています。ただ、現時点で言えることは、私どもが調査した結果をお示しして、御理解していただくしかないと考えます。
- [9番委員] 今の納税猶予は、いつ終わるのですか。
- [事務局] お亡くなりになるまでです。
- [議長] 他に何かございますでしょうか。
- [議長] いろいろ御意見が出まして、最終的には担保性の問題であるように思いますので、私個人としては委員会としては市が行っていることに対して、そこまで言えるのかどうかということは、疑問に思っております。ただ、土盛りすることによって、そこに溜まる排水、その機能が確保されれば良いのかなと思います。どのような方法で排水をするのかは、市の行政の方で考えていただくことかと思えます。今回、市の水路担当の方から、その手法等について説明がありました。
- [3番委員] 空堀水路が埋まってしまった場合、水の流れはどうなるのでしょうか。
- [事務局] 空堀水路は、市の方で管理します。
- [水路担当] この素掘りが駄目で、例えば丸い管を半分に切ったような「半切り管」みたいなものも検証しています。要は、管理しやすい水路について、事業者の方と協議しています。
- [8番委員] そういう計画を説明していただきたいんです。ただ、検討していますと言っても、担保性は無いですよ。担当の方も、構築物が必要だと認識されているじゃ無いですか。だったら、この計画の中にそうしたものを盛り込みましたっていうのを入れていただければ良いんですよ。わけが判らない空堀なんて話をされるから、いろいろ意見が出てしまうのです。水路管理者が発案していただかなければ、それをもって判断をさせていただきたいということです。

- [議 長] いろいろ御意見が出ております。特に担保性が無いのではという話しです。ただ、農業委員会として、雨水排水が確実に機能出来るような状態であればと。あとは、水路担当については、今後の対応を図っていただきたいと思います。ただ、農業委員会は合議制でございますので、出された議案については賛否を問わなければなりません。他に無ければ、採決をしたいと思います。それぞれの主張に基づいた中での判断をお願いしたいと思います。よろしいですか。
- [1 番委員] 地区担当の委員さんの意見がですね、地元の農家の方を心配しておっしゃっていられることがですね、非常に身に染みてます。要は、この土盛りがどうのということよりも、そこで生活をしている地元の農家の人達が困っている、それが一番の問題なのかと思います。ということであれば、決を採るということも必要でしょうけども、じっくりですね対応策を考えた形の中で、地域の農家の人達の事を考えながら私は採決をした方が良いのではと思います。ここで採決となりますと、良いか悪いかのどちらかになりますので、それは危険性があるのかなと思います。
- [議 長] 今、一番委員さんから、もう少し地域の人達の関係から検討した方が良いのではというお話がございました。他に御意見は、ございますでしょうか。
- [議 長] 前回、継続という話しの中で、水路の排水という形、それを検討していただいた中で、こうした結論が出たということで、雨水排水については空堀水路で水路担当も問題ないだろうと、そういう判断をしておるようです。従って、土盛りをしても問題ないだろうと、そういう判断しております。水路については、今後とも市が管理をしていくという内容でございますので、皆さん方にもそれを含めて判断をしていただきたいと思います。
- [8 番委員] 問題があるのに採決を取るのですか。何故、そんなに急ぐのですか。問題が解決してからでも良いのではないですか。計画案を出されて説明されたときに、前回とあまり変わらなかったの、一度取り下げして少し内容を精査した上でも遅くないのではないのですか。
- [議 長] 今回の議案に対して、賛成か反対かを問いたい。または、再度継続にしても、あまり進展は無いような感じは私はしますが。
- [3 番委員] 採決してしまうと、白黒がハッキリしてしまい、気分が悪い人もいるわけですよ。継続すれば軋轢は少なくなると、私は思います。出来る限り穏便にやりたい主義ですから。継続するのであれば継続して頂いた方が、私としてはありがたいです。自分が納得するものが出てくれば、それで良いのでしょうか。今の状態だったら反対の方に傾いています。このところがクリアすれば、賛成に回りたいのです。今の時点で決めるなら、そうした葛藤といいますか、できれば継続審議にさせていただきたい。
- [議 長] 先ほども言いましたが、農業委員会そのものが合議制ですから、それぞれの委員さんの主張があります。当然、全員が賛成ということもありましょうが、それぞれの主義主張で賛成反対を表明していただいた方がよろしいのではないのでしょうか。特に、地元との関係がありますので、反対という議事録も残りますので。いかがいたしましょうか。継続か、採決をするか、決を取りますか。最初に、この案件については「更に継続した方が良い」という方は挙手をお願いします。挙手全員。よって、この案件については継続して水路担当の方に更に検討をしていただきたいと思います。それでは、次に移ります。

【 水路担当職員退場 】

[議 長] 議案第2号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 議案第2号、非農地証明の交付申請について。ご説明の前に現況地目の訂正、転用理由を修正しましたのでお手元にあります議案書17ページの差替えをお願いします。比々多地区で1件、高部屋地区で1件の証明願がありました。

議案第2号の1、図面番号は7番です、あわせて公図、資料をご覧ください。申請地は三ノ宮字山畑の2筆、面積は1,833㎡になります。場所は神奈川県立いせはら塔の山緑地公園内の塔の山の中腹よりも上の位置にあり、そこに至るまでは山道を徒歩で行かなければなりません。その為、農機具も使用できず昭和40年頃から畑としての使用はなく、自然潰廃により木々が生い茂り森林の様相を呈しています。申請理由は、相続により娘さんが申請地を相続しましたが、農業経験がないうえ、男手もないことから、今後も農地としての耕耘管理していくことは困難です。また、神奈川県立いせはら塔の山緑地公園内にありますが、地目が畑のため公園用地として管理することができません。そのため地目を畑から山林へ変更し、地目の変更後は、県に公園用地として借地し管理をしていただく予定です。申請地の立地基準は、山林や河川、高速道路により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。申請地については県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。

次に、議案第2号の2、図面番号は8番です、あわせて公図、資料をご覧ください。申請地は上粕屋字辻東の一筆、面積は35㎡になります。大正9年に申請人の祖父が死亡しましたが、長男が戦争で死亡していたため次男である申請人の父親が家督を相続しました。昭和28年に父親が死亡し母親が相続しましたが、本家は酪農を営んでいますが従前から父親は会社員であった事と、申請地及び所有農地の営農に関しては、長男の妻や子供が全て行っていた事から、本家の長男家族に申請地を含む所有農地のすべてを贈与し、代わりに上粕屋地内の別の土地に居宅を建築してもらい移住しました。しかし、実際には何らかの原因で申請地だけが名義変更の手続きが漏れていました。母親自身も全て贈与したと認識していたため、申請地については一切管理をしていませんでした。平成19年に母親が死亡し申請人が財産を相続しましたが、平成26年頃に見慣れない地番の固定資産税を払っているのに気付き、調べたところ、まだ申請地が母親名義のままだと分かりました。65年以上前のことで、原因については誰に聞いても分からなかったため、相続の処理は終わっていましたが平成30年に申請人の名義に変更を行いました。申請地は昭和40年初頭に河川の反乱により一部が削られ、改修されて現在の形状となりました。昭和44年頃に隣接地も含め農業用倉庫を建て申請地にはサイロを建てました。固定資産税は隣接の本家所有の倉庫敷地と一体として宅地で課税されています。形状は3角形で狭く耕作不便地で申請人も農業経験はなく耕耘管理することは困難です。また、倉庫、河川、市道に隣接し、周辺に農地は無く、転用後も周辺農地に支障が生じることはありません。今回、現況のとおり宅地に地目変更し将来的に本家に譲渡をするため申請をするものです。申請地の立地基準は、河川や高速道路、宅地により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。申請地についてですが、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。はじめに、議案第2号の1について、「三ノ宮地区」をお願いします。

[地区担当委員] 6月13日に事務局と、更に23日には地区の委員5名で申請地の確認をいたしまし

た。塔の山の山裾、ハイキングコースの東の入口から歩くこと30分。山頂の手前に申請地がございます。この地域は熊に注意、マムシに注意というような看板が立てられております。イノシシが掘ったと見受けられる穴が、あちこちに空いています。更に追い打ちを掛けて、ヤマビルが多いところでもございます。そうした中で、事務局には大変ご苦勞をおかけした案件だと思っております。申請者からの事情もございますので、やむを得ないのかなというような判断をするところでもございます。よろしく御審議をお願いいたします。

[議長] 続きまして、議案第2号の2についてですが、担当は私がしておりますので、補足説明をさせていただきます。

[地区担当委員] 24日に大山・高部屋の委員さん・推進委員さん合わせまして、現地を確認してきました。経過については、先ほど説明があったとおりでございます。この場所は、飯田畜産、現東名が出来たときに移転してきたそうです。牛舎と合わせてですが、申請の場所については、牛の餌、サイロを作っていたそうです。現在は、若干形態が変わっておりまして、まだサイロの基礎などは、そのまま残っております。従いまして、非農地の県の基準、いわゆる農地に戻せない状況にあるということに該当いたしますので、やむを得ないのかなと判断をいたしました。以上でございます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[6番委員] これ、先ほど事務局が話してくれた非農地通知との関係ですが、通知自体が遅れて処理されるので、今回、出されたという話ですか。

[事務局] 通知ですと、まだ時間がかかりますので、それより早い時期でということですよ。

[議長] よろしいですか。他にございますでしょうか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の1については、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり承認する」ことにいたします。次に移ります。

[議長] 議案第2号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[8番委員] この理由の所ですが、農業用施設と書いてありますが、農業用施設なら転用では無く、届出ですよ。添付されている書類には、ほとんど庭じゃないですか。

[3番委員] その話ですが、農業用施設は撤去したそうです。写真の3番目の後ろの方にブロックがありますが、それが農業用施設の基礎だったそうです。これ、囲って上に屋根を付けてサイロにしていたそうです。だけど、壊しちゃったそうです。その残骸で、それで隣の建物を造ったそうです。

[8番委員] 何故、そんな話をしたかと言いますと、ここに書いてある61年というのが問題なのです。線引き以前から善意無過失で利用していたということで、十分非農地証明できちゃいます。にもかかわらず、こういうことを書くと、非農地証明の足を引っ張るようなことになってしまうから、敢えて言いました。それで、今回差し換えをしていただきま

した。悪意で農地転用しちゃったのではなく、善意無過失で知らないでやってしまったと。農地法にかけていけば、違反になってしまいます。この非農地証明があるにもかかわらず、61年だったら最近の話ですよ。線引きから15年くらい経ってしまっていて、何故、違反撤去させなかったという話をされてしまうから。そしたら、今度は45年からだと、45年から善意無過失で宅地と一帯利用、知らないで使っていました。というだけで、十分に非農地証明が出せるわけですよ。敢えて、異議を唱えるようなことを書かなくても良いのでは。今、3番委員が言われたとおり、写真なんて無いけど、取り壊してしまったというなら、それはそれで良いと思います。昭和45年以前から宅地として一帯利用して使っていて、もう農地の戻すことは出来ませんって。非農地証明が出せる話を、敢えて問題提起するような書く必要は無いのでは、と言っているわけです。以上です。

[議 長] 他に、よろしいですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の2については、「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、本案は「原案のとおり承認する」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 今回は、新規の届け出分は3件ありました。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回の新規の届け出の内容ですが、伊勢原地区では1件、1筆、面積2,002㎡です。権利の種類は、賃借権で、10a当たりの賃借料は20,000円という内容になります。高部屋地区では1件、1筆、面積726㎡。権利の種類は賃借権で、賃借料は726㎡という面積に対しまして9,000円と設定されていますので10a当たりに換算した賃借料は概ね12,400円になります。大田地区では1件、3筆、面積2,500㎡、権利の種類は賃借権の設定です。10アール当たりの賃借料は現物で玄米30kgとなっています。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。なお、本案件については農業委員会等に関する法律第31条に関する案件が含まれているため、順次裁決を行うことといたします。はじめに、議案第3号の1から2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に無いようですので、質疑を打ち切り採決をします。

[議 長] 議案第3号の1から2については、「出願のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1から2については、「出願のとおり承認する」といいたします。

[議 長] 続きまして、議案第3号の3の審議及び議決にあたりましては、関係農業委員である「5番」の農業委員の退席をお願いします。

【 関係農業委員退席 】

[議 長] それでは、審議に入ります。議案第3号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をします。

[議 長] 議案第3号の3については、「出願のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の3については、「出願のとおり承認する」といいたします。

[議 長] ここで、関係農業委員の入場を認めます。

【 関係農業委員入場 】

[議 長] 以上を持ちまして、第16回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

[事務局長] ありがとうございました。次回の総会は、7月26日の金曜日に開催します。よろしく、お願いします。

【 12時35分 終了 】

令和元年6月27日